

## 博士学位論文審査報告書

2023年2月8日

申請学位： 博士（安全保障）  
学位申請者： 大久保 伸一（オオクボ シンイチ）  
所属： 国際協力学研究科安全保障専攻博士後期課程 3年 GOD7512020 番  
単位取得満期退学（2023年3月31日）

論文題目： 日本独自の対北朝鮮経済制裁の国内における政治的効果  
英文題目： The Domestic Political Effect of Japanese Unilateral Sanctions to North Korea

審査委員会： 主査 国際学部教授 佐藤 丙午  
副査 海外事情研究所教授 荒木 和博  
副査 海外事情研究所教授 川上 高司

### I 論文の要旨

本論文は、北朝鮮に対する日本独自の経済制裁が国内政治に向けて積極的に作用した局面を分析し、国内における政治的効果の実相を把握するとともに、得られた知見を踏まえ次なる研究課題を提示するものである。

日本独自の経済制裁は、北朝鮮の拉致問題に対する国民の憤りや長引くデフレで閉塞感を抱く国民の政治的要請に的確に応じ、日本が実質的に主権を取り戻し、グローバル化し画一化する国際社会の中で自己主張する政治的なプロセスにおいて、政権の「毅然かつ断固たる」姿勢を形づくる面でその政治的効果を発揮した。

まず、日本独自の経済制裁の国内における政治的意味合いは制度創設面と運用面に分けることができる。

日本独自の経済制裁の制度創設面については、この制度は外為法改正、特定船舶入港禁止法などにより創設されたが、これらは北朝鮮による拉致問題の解決が思うように進まないため、与野党協議を経て議員立法の形で創設された。これには、拉致問題についての北朝鮮の対応に国民が強い憤りを示す中で、国会が議員立法という形で、拉致被害者家族や国民一般の政治的な要請に応えたという政治的な意味合いがある。

また、これら制裁措置は独自の政策判断の結果であり、これまでのように、主権国家で

あるにもかかわらず、自身の判断で強い意思表示である経済制裁を発動することのできない状態からの転換を目指すものでもあった。

制度に与野党協議で制裁の事後国会承認制度を設けたことは、政府の活動に対する国会のチェック機能を持たせようとしたものであり、また審議過程で政府に対して制裁発動時に理由明示を求める附帯決議を附したことは、国民の監視機能に資するものである。そして、与野党が安全保障上の問題で協調関係に立ち、制度創設が成ったという点に政治的な意味合いを認めることができる。

本論文ではこのような経緯で成立した日本独自の経済制裁について分析の対象とするものである。論文では、具体的な経済制裁として、(1) 2006年10月11日発表の経済制裁、(2) 2016年2月10日発表の経済制裁、(3) 2016年12月2日発表の経済制裁の3事例を扱っている。

日本「独自の」経済制裁という場合、内容的に見て安保理決議の指示を越えた部分を有する制裁を指す客観的なアプローチと、政府が独自措置を講ずる旨アナウンスする制裁を指す主観的なアプローチがあり得る。論文では、分析対象は国際協調型制裁ではなく、日本独自の経済制裁であり、それによって国内における政治的な要請にどう対処したかを見ようとするものであること、また、それには国民向けにどのようなアナウンスがなされたのかなどが重要であることから、主観面に着目した。

また、経済制裁の効果に関して言えば、経済制裁が政治的文脈の中で現実に果たしている役割に着目し、国内における政治的效果を把握することになるが、分析に当たっては「政治的效果」を把握する視点として、3つの視点を設定した。その1つは政府と立法府の関係、2つ目は政府と利益関係団体との関係、そして3つ目は国民と政府の間に成立している関係の各視点である。

本論文ではこれら3つ視点での分析を経て、各事例を取り巻く政治的な文脈において評価を行い、その上で一連の流れの中で、総体としての政治的な効果を把握した。また、安保理決議とは別にあって日本独自の経済制裁を発動する理由についても、こうした政治的な効果の分析を通じて確認した。

日本と北朝鮮の間には、拉致問題が未解決のまま残され、また、核、ミサイル開発といった日本の安全保障上の重大な課題が横たわっている。さらに日本政府は拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないという基本的認識の下、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して日朝国交正常化を図ることを基本としている。

北朝鮮の貿易総額全体に占める日本の割合は、2001年に17.8%であったものが、2006年には2.8%に激減し、以後、日本への貿易依存度はほぼなくなったのに対し、北朝鮮の中国への依存度が極度に高まり、2001年には27.6%であったものが、2011年には70.1%に急上昇して、そして2019年には95%を超えるまでになっている。

こうした実情下で制裁は実施されてきたが、日本独自の経済制裁について、国内におけ

る政治的な効果を、3 事例を用い分析した結果得られた知見は次のとおりである。

2006 年 10 月の事例 1 の経済制裁は、衆参両院の北朝鮮非難決議や、それまで制度導入に熱心に取り組み、制裁実施を促してきた会派横断的な議員の要請に迅速に応え、北朝鮮に対する強い姿勢を国内にアピールしたものである。また、拉致問題に取り組んできた安倍総理自らの指示で制裁理由に拉致問題を書き込ませたことから分かるように、首相のリーダーシップの下、拉致被害者家族の強い要求に応じるものでもあった。

新政権は制裁発動を断行し、それまで制裁に消極的な姿勢をとってきた小泉前総理の政策との違いを国民にアピールした。このように、拉致問題に対して、スピード感をもって毅然とした対応をとり、日本の国家としての威厳を保持するためには、安保理決議による経済制裁では理由的にも時間的にも不可能であり、この点に日本独自の経済制裁発動の国内における政治的な存在理由があった。

2016 年 2 月の事例 2 の経済制裁は、ストックホルム合意を受けて北朝鮮に対する制裁の一部解除をしたものを、2016 年 1 月の北朝鮮の核実験及び 2 月のミサイル発射をきっかけとして、危機管理対応として発動されたものである。また、この制裁は北朝鮮が拉致被害者調査を打ち切る恐れのある状況下での発動であり、北朝鮮に対する安全保障上の対応が拉致問題に優先して対処された。

このときの日本独自の経済制裁を、政治的文脈で評価すると、前年の 2015 年 8 月の「戦後 70 年首相談話」に見られるように、「戦後レジームからの脱却」が図られ、「日本を、取り戻す」といった目標が達成されつつあった時期であり、さらに、既に国家安全保障会議が設置されるとともに、日米防衛協力ガイドラインの見直しや 2015 年 9 月には集団的自衛権を限定容認する平和安全法制も成立させ、安倍政権は強固な安全保障体制を構築した時期に当たる。

安倍政権は、北朝鮮の核実験及びミサイル発射を受け、安保理決議を待つことなく、日本独自の経済制裁を発動させ、スピード感をもって「毅然かつ断固たる措置」をとり、自身の作り上げた強固な安全保障体制が、実質的にも十分機能していることを国内に示すことが求められた。このときの日本独自の経済制裁には、こうした要請に的確に対応し危機管理に万全を尽くす姿勢を国民に示す点にその存在理由があり、国内における政治的な効果があった。このとき安倍総理はオバマ・朴両大統領と電話会談を行い、日米韓の連携を確認している。

2016 年 12 月の事例 3 は、日本政府が同年 9 月の北朝鮮による核実験を受け、11 月に対北朝鮮制裁を定める安保理決議が採択された後、12 月に日米韓連携の下、独自の経済制裁を発動したものである。この事例 3 は前 2 事例と比較すると、発動に時間がかかり、しかも安保理決議の後になされている点に特徴がある。

このときの政治的な効果については、日本独自の経済制裁はそれ単独というよりも、安保理決議を含めた一連の日本政府の取り組みについての国内における政治的な効果を見るべきである。すなわち、安保理決議に向けての米中協調の流れの中で、日本政府は独自制裁を、

北東アジアにおける日米韓連携の枠組みで、3か国同時発表という形で発動し、国民にアピールした。これは、日米同盟を基軸として、積極的平和主義の下に価値観を共有する国際社会と連携して、世界の平和と繁栄にこれまで以上に貢献していく姿勢である。

このときの日本独自の経済制裁の存在意義は、北朝鮮に対する「毅然かつ断固たる」姿勢を国民に示したという点に加え、安倍内閣の「戦後レジームからの脱却」を遂げた日本が、安保理決議の枠組みに加え、さらに価値観を共有する国際社会と連携し、日米韓の3か国に特化した枠組みで独自の経済制裁を発出し、北東アジアにおける安全保障に取り組む姿勢を国民にアピールした点に求めることができる。また、日本独自の制裁はこれまでも「拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため」に発動されてきており、拉致問題を制裁理由に入れなければならない政治的な理由が存在する限り、日本独自の経済制裁の存在意義も存続する。

こうした各事例の分析結果を政治的な文脈で総じて評価すれば、日本独自の経済制裁は、北朝鮮の拉致問題に対する憤りや、デフレで閉塞感を抱く国民の政治的要請に的確に応じ、日本が毅然かつ断固たる姿勢を示し、実質的な意味での主権を取り戻す上で、能動的な役割を果たしたと評価することができる。そしてそれはやがて日米同盟強化という政治的な文脈の中で、日本が「戦後レジームからの脱却」を主張する政治的なプロセスにおいて状況に適合し、能動的な役割を果たしたものと評価することができる。

日本独自の経済制裁に関しての次なる研究課題は、第一に今後、日本独自の経済制裁をめぐっては、相対立する国内の政治的要請が現出する可能性があり、これをどのように調整し、制裁を発動するのかについては一つの課題になること、第二に制裁の恣意的な執行を避けるべき観点から基準を定めた文書化とその公表は必要であり、その際、発動基準の明確化で、制裁の有する政治的要請充足機能を減殺してしまうことのないよう留意しながら、完成された制度を研究し、提示すること、第三に日本の経済制裁の経済的な実力は限定的であり、その射程範囲や被制裁国からの対抗措置が国民生活に及ぼすマイナスの影響について、事前にシミュレーションするなど精査し、政治的な目的での意思決定にも活用することができるよう準備しておくべきことである。

## II 論文の構成

### 序章 論文のテーマ及び研究方法

#### 第1節 問題の所在

#### 第2節 本論文の意図

#### 第3節 本論文の論点

#### 第4節 先行研究及び本論文の研究手法

##### 1 先行研究

## 2 本論文の研究方法

### 第5節 本論文の構成

### 第6節 本論文の意義

## 第1章 経済制裁の概念、「独自の」の意味、政治的効果についての整理

### 第1節 経済制裁の概念及び「独自の」の意味

#### 1 経済制裁の概念

##### (1) 経済制裁の概念

##### (2) 経済制裁の分類

##### (3) エコノミック・ステイトクラフトとの関係

#### 2 「独自の」という概念の意味合い

### 第2節 経済制裁の効果に関する議論の整理

#### 1 経済制裁の効果とそれを高める条件

#### 2 経済制裁の効果についての分析

##### (1) TSC データセットの概要

##### (2) TSC データセットの分析枠組み

##### (3) TSC データセットにおける経済制裁の実効性評価結果

#### 3 経済制裁に対する国内政治アプローチ

### 第3節 経済制裁の国内における政治的効果の意味合い

#### 1 国内における「政治的」な意味合い

#### 2 「効果」についての理解

#### 3 「国内における政治的効果」に対するアプローチの妥当性

### 第4節 小括

## 第2章 日本独自の経済制裁の構造

### 第1節 日本独自の経済制裁の構造

#### 1 日本独自の経済制裁に係る法制度

#### 2 外国為替及び外国貿易法

#### 3 特定船舶入港禁止法

#### 4 北朝鮮人権法

### 第2節 立法過程における特徴

#### 1 議員立法の件数

#### 2 法案提案の形態

#### 3 経済制裁に対する姿勢の違い

#### 4 議員立法の分野

### 第3節 小括

### 第3章 日本独自の経済制裁についての課題設定 3

#### 第1節 独自の経済制裁の存在理由とその発動を阻むもの

- 1 独自の経済制裁の存在理由
- 2 日本独自の経済制裁導入以前の状態

#### 第2節 日本独自の経済制裁の発動を阻むもの

#### 第3節 国内における政治的効果を狙ったポジティブな働きかけと到達点

#### 第4節 日本独自の経済制裁制度創設時の政治的状況

- 1 国内の当時の政治的状況
- 2 国際社会の政治状況

#### 第5節 小括

### 第4章 諸外国における独自の経済的措置等の事例

#### 第1節 米国の独自経済制裁の状況

#### 第2節 EUの独自制裁の状況

#### 第3節 小括

### 第5章 日本のこれまでの対北朝鮮経済制裁の概観

#### 第1節 国連安保理決議等に基づくこれまでの対北朝鮮経済制裁の概要

#### 第2節 日本独自の経済制裁の概要

#### 第3節 日本独自の経済制裁をめぐる日米の対北朝鮮政策の連動と乖離

- 1 日本独自の経済制裁に対する米国の考え方
- 2 日本独自の制裁発動前のブッシュ政権期の考え方
- 3 2006年10月11日発表の日本独自の制裁発動と米国の姿勢
- 4 2006年11月の中間選挙後のブッシュ政権の政策転換
  - (1) 新たな対北朝鮮政策
  - (2) 6者会合における新たな合意の成立
  - (3) 対北朝鮮政策における日米間の乖離
  - (4) 政治的な言説
- 5 オバマ政権の対北朝鮮政策

#### 第4節 北朝鮮の貿易状況のこれまでの推移

#### 第5節 小括

### 第6章 日本・北朝鮮関係と日本の対北朝鮮政策

#### 第1節 2000年代から2010年代後半の日本・北朝鮮関係

#### 第2節 拉致問題

- 1 小泉訪朝と拉致被害者の帰国
- 2 日朝実務者協議、日朝包括並行協議などの進展と停滞
- 3 スtockホルム合意と経済制裁の一部解除
- 4 日朝政府間協議と特別調査委員会
- 5 北朝鮮の特別調査委員会の解体と調査中止
- 6 北朝鮮人権状況決議
- 7 解決されない拉致問題

### 第3節 核開発・ミサイル開発など日本の安全保障に関わる問題

- 1 北朝鮮の核不拡散条約脱退表明
- 2 「合意された枠組み」の成立
- 3 北朝鮮のウラン濃縮計画の発覚
- 4 重油供給停止への動きと北朝鮮の対抗措置
- 5 「6者会合共同声明」とその後の北朝鮮の態度硬化
- 6 日朝間協議と日朝包括並行協議
- 7 2006年の北朝鮮による弾道ミサイル発射と核実験の実施
- 8 6者会合における「共同声明実施のための初期段階の措置」
- 9 6者会合の崩壊
- 10 北朝鮮による核実験や弾道ミサイル発射と経済制裁の悪循環

### 第4節 日朝国交正常化に係る問題

- 1 3党共同声明と日朝国交正常化交渉の開始
- 2 北朝鮮の経済難、食糧難、社会不安と国交正常化交渉の進展
- 3 小泉総理訪朝と日朝首脳会談
- 4 日朝平壤宣言
- 5 日朝国交正常化交渉の再開
- 6 小泉総理の再度の訪朝
- 7 日朝国交正常化についての日本政府の基本的な認識

### 第5節 3つの諸課題の相互関係

- 1 拉致問題と核、ミサイルという安全保障の問題との関係とその変質
- 2 諸懸案の包括的な解決

### 第6節 小括

## 第7章 2006年10月11日発表の独自経済制裁の国内における政治的効果

### 第1節 経済制裁発動の状況

### 第2節 日本政府の対応の状況

- 1 小泉前政権の日本独自の経済制裁に対する基本姿勢
- 2 安倍政権の成立

3 安保理決議に向けての動き

(1) 安保理決議第 1695 号採択に向けた動き

(2) 安保理決議第 1718 号採択に向けた動き

第 3 節 新政権の新たな取組み

第 4 節 国内における政治的効果の考察

1 政権と衆議院、参議院の関係

2 政権と拉致被害者家族会の関係

3 政権と国民一般の関係

第 5 節 北朝鮮の反応

第 6 節 小括

第 8 章 2016 年 2 月 10 日発表の独自経済制裁の国内における政治的効果

第 1 節 経済制裁発動の状況

1 2007 年 9 月の安倍内閣退陣以降の推移

2 2012 年 12 月の安倍内閣成立からストックホルム合意までの動き

3 日本独自の経済制裁の一部解除

4 制裁の一部解除後の動き

第 2 節 国内における政治的効果の考察

1 政権と衆議院、参議院の関係

2 政権と拉致被害者家族会の関係

3 政権と国民一般の関係

第 3 節 北朝鮮の反応

第 4 節 小括

第 9 章 2016 年 12 月 2 日発表の独自経済制裁の国内における政治的効果及び事例分析の整理

第 1 節 経済制裁発動の状況

第 2 節 国内における政治的効果の考察

1 政権と衆議院、参議院の関係

2 政権と拉致被害者家族会の関係

3 政権と国民一般の関係

第 3 節 北朝鮮の反応

第 4 節 3 つの事例分析についての整理

1 「政権の示した姿勢」

2 「制裁発動の要因ないし原動力」

3 政治的効果

## 第5節 小括

## 第10章 政治的文脈における日本独自の経済制裁の政治的意味合いと次なる課題

### 第1節 国内における政治的文脈

- 1 小泉政権成立までの日米同盟の変遷
- 2 小泉政権を取り巻く日米同盟をはじめとした政治的な文脈
- 3 安倍政権を取り巻く日米同盟をはじめとした政治的な文脈

### 第2節 日本独自の経済制裁を取り巻く政治的文脈の中で目指したもの

### 第3節 日本独自の経済制裁の次なる課題

### 第4節 小括

## 終章 まとめ

### 第1節 まとめ

### 第2節 残された課題

## 謝辞

## 参考文献目録

## III 論文（各章）の概要

### 序章

本論文は、従来の経済制裁の研究状況をふまえ、(1)経済制裁の効果に関する評価などの諸相を理論的に整理した上で、日本独自の経済制裁の国内における政治的效果に着目し、(2)その政治的效果が能動的(positive)に作用した局面を評価するものであり、(3)2000年代半ばから2010年代後半までの日本の政治過程における、北朝鮮に対する日本独自の経済制裁を対象に具体的資料に基づき分析するものであるとしている。

### 第1章

第1章では経済制裁の概念を中心に考察している。経済制裁とは、ある国の行った不当な行為に対し、経済の力を借りて制裁を加え、その行為を阻止し、是正し、あるいは何らかの事柄をシグナリングしようとする外交上の手段をいう。日本の行う経済制裁には、第一に条約その他の国際約束を誠実に履行するために必要があるときになされる類型、第二に国際平和のための国際的な努力に日本として寄与するため特に必要があると認めるときに発動される類型、第三に日本の平和及び安全のため特に必要があるときが発動されるタイプの3つの類型がある。本論文で考察の対象としている経

济制裁は3番目の類型の経済制裁である。

ここで日本「独自の」経済制裁という場合、内容的に見て安保理決議の指示を越えた部分を指す客観的なアプローチと、政府が独自措置を講ずる旨発表する経済制裁を指す主観的なアプローチがある。本論文では、国内における政治的効果を分析するものであり、それには国内の国民に向けどのようなアナウンスがなされ、その政治的要請が充たされたのか、また政府によるアナウンスの受け止められ方はどうかなどが本質的な要素であり、主観面に焦点を当てて事例を選択し、分析を進めていく。

また、経済制裁の効果に関して言えば、経済的な影響の側面で捉え、制裁実施者が被制裁国の行動を変化させることができるか否かという点に評価の焦点を置いて考察すると、評価手法の問題もあり、実効性に関しては、必ずしも十分な成果を上げているとは言い難い面がある。特に実効性が高くなるはずの国際協調の下に加盟国が連携して発動する制裁であっても、このような側面では十分な効果が上げられているとは言い難いにもかかわらず、独自制裁は使われ続けている。

そこで、経済制裁が国内の政治的文脈の中で現実に果たしている役割に着目すると、その実態としては国内に向けた政治的な意図がシグナリングされていると考えることが可能であり、その政治的効果を把握することが日本独自の経済制裁研究の本質的な部分となる。本論文では、この「政治的効果」の意味を3つの局面に分けて考える。第一に、日本は政治体制として議院内閣制をとっているということであり、政府(行政府)と立法府の関係である。第二に、政府(行政府)と利益関係団体との関係である。第三に、日本は間接民主制をとり、選挙で国民の代表が選ばれる仕組みになっており、政権は、最終的かつ根本的に国民の支持の下に成立し、維持されているという局面である。つまり政府(行政府)と国民の関係である。このように、国内における政治的効果の分析として、基本的な統治構造、政治過程そして国民・政府間関係という3つの局面に着目して分析する。

また、「効果」については、ある政治現象に着目した上で、因果関係の分析において、原因から引き起こされた結果すなわち「結果事象」をもたらした作用を、「効果」と位置づける。そこでは、ある政治現象は従前のそれと比較して変化することになるのが一般的であるが、ここでは表面上は変化していなくても変化を抑制する作用として機能する場合も含めて考えている。

日本独自の経済制裁の制度創設は比較的新しい。国内における政治的要請に対して、シグナリングとしての経済制裁という新たなツールを獲得した政権は、国内政治における文脈で何をしようとし、何を達成したのかについて順を追って分析する。

## 第2章

第2章では、日本独自の経済制裁に関する法制度の立法過程を概観し、その特徴を見ている。

経済制裁に関する法制度としては、外為法や特定船舶入港禁止法、北朝鮮人権法等があるが、これらは輸出管理も含めた法制度に関して言えば、特定船舶入港禁止法及び北朝鮮人権法という新法制定という例外はあるものの、基本的には必要の生じた都度、既存の法律の一部を改正して対処する形をとってきた。

2004年2月の外為法の改正、同年6月の特定船舶入港禁止法制定及び2006年6月の北朝鮮人権法の制定により、日本独自の経済制裁の法制度は創設されたが、これらはいずれも議員立法による。制度創設の意義は、国際協調型の枠組みによらず、日本独自の判断で経済制裁の発動が可能となったということで、このことは主権国家として当然のことであり、また制度創設自体が北朝鮮に対する強いメッセージになったということである。

これを政治的に見ると、第1回日朝首脳会談以降、拉致問題に関する北朝鮮の対応に国民の多くが強い憤りを示す中で、政府が北朝鮮に対し強い姿勢に出ることのない状況を受けて、立法府としての国会が議員立法という形で、拉致被害者家族や国民一般の要請に進んで応じたという政治的な意味合いがある。つまりこの議員立法には、政府が北朝鮮に対する経済制裁に否定的な姿勢を示していたのに対し、当時の拉致事件をめぐる国内世論の高まりを受けて、拉致問題解決に向けての強い姿勢をとる議員自身の姿を、国内向けにアピールする政治的狙いがあったと見ることもできる。

立法過程については、第1に日本独自の経済制裁に係る法案はいずれも与野党共同提案による、あるいは与野党合意の下での議員立法であり、しかも外交権を行使する政府が当面は執行する考えのない中で、法制化がなされた点に特徴があり、第2にそれまで福祉、医療などの分野が多かった議員立法としては分野的に特異であった点に特徴を見出すことができる。

また、立法に際しては与野党の事前協議で、野党である民主党案の制裁発動後の国会承認制度を法案に取り込むとともに、審議過程で、民主党提案による制裁発動時にその理由説明を求める附帯決議を採択するなど与野党の協調が見られている。時に激しく対立する関係にある与野党が、安全保障分野で協調したという点でも議員立法によるこの制度導入の政治的意味合いは大きい。

### 第3章

日本独自の経済制裁導入には、国際協調型の経済制裁しか行使できない日本としては、北朝鮮に対して強い意思表示を行うにも、安保理の理解を得ることができないと経済制裁という強い形での意思表示さえできないという、主権国家として不本意な状態があり、その状態からの脱却を切望する思いが議員側にあった。さらに武力行使が厳しく制限されている中で、日本独自の経済制裁には武力に代替する意味合いを認めることも可能である。このようなことから、この制度には導入に関係した議員を中心に強い期待感が背景としてあった。

国内政治では、現実のイシューには様々なものが登場し、これらに対する対応はスピード感を持って対処しなければならないものから、比較的時間に余裕のあるものまで実に様々である。対応のメニューも同様である。

一方、安保理決議に基づく経済制裁には、制裁理由、発動の時期、制裁メニューが国連憲章の定めや安保理の決定に依存するという本来的な性質からの限界がある。こうした制限に基づく安保理決議の射程範囲と国内の政治的な要請との間隙を埋める政治的な手段として、独自の経済制裁が必要とされる余地がある。つまり安保理決議に基づく制裁との関係で言えば、独自の経済制裁は安保理決議ではカバーしきれない国内の政治的な要請への適時適切な対応という点に存在理由がある。

日本独自の経済制裁の国内における政治的効果を分析しようとする本論文においては、安保理決議に違えてまで独自に発動する、そのような経済制裁は、どのような具体的な政治上の要請に基づき、どのようにその存在理由を発揮しているのであろうかという問いが中核的な課題となっている。

日本独自の経済制裁導入時は小泉政権期にあたるが、当時の政権は制裁を発動する意思はなく、議員立法(議員提出により成立した法律をいう)という手法で制度を導入した議会側と政権の間には、制裁発動についての基本的な姿勢の点で齟齬が存在していた。当時の政治的な文脈を見ると、小泉政権は「聖域なき構造改革」を掲げ、郵政改革などに邁進したが、その改革にはグローバル化の影響も見受けられた。一方、対外政策を見ると、小泉政権期には、総理のリーダーシップの下に、テロ対策特別措置法やイラク特措法を制定し、自衛隊の海外派遣を行うなどにより、日米関係が強化されたという政治的な大きな流れも認めることができる。日本が初めて手に入れた日本独自の経済制裁について政治的意味合いを評価するには、こうした政治的な文脈にこれを置いて評価し、一連の独自の経済制裁で政権が達成しようとした到達点を明らかにする必要がある。

#### 第4章

第4章では、米国及びEU、そしてドイツの例を見た。米国の対キューバ制裁は、米国内における政治家に対するキューバ系米国人の働きかけ、そしてその政治家の選挙対策がカストロ体制打倒を目指しての長期にわたる経済制裁の要因であることを見た。また、ヘルムズ・バートン法の成立は、米国民の死者を出した米民間機撃墜事件を受けて国民の間に反キューバ感情が沸騰し、対キューバ武力行使を求める声さえ出る状況の中で、国内世論における反キューバというナショナリスティックな国民感情に、迅速かつ断固たる姿勢を制裁成立という形で示し政治的に対処したものであった。自国民が犠牲になったことに対する国民の怒りへの、制裁という形での政治的対処である。

EUの経済制裁には、安保理決議に基づくものとEU独自の経済制裁とがあり、EU

制裁という枠組みの中で、EU独自の制裁と各加盟国独自の経済制裁の役割が調整され、ドイツの場合は独自制裁として正規に「国家制裁措置」が位置づけられ、全体の枠組みとしては国連安保理決議に基づく制裁、EU独自の制裁、国家制裁措置という3層構造になっている。しかし、各加盟国における国内の政治的な要因には様々なものがあり、こうした3層構造のEU制裁の枠組みでもカバーできない、主権に関わるナショナリスティックな要請がある場合があり、その場合にはEUの制裁枠組みの外でさらに独自の措置が制裁としての意味で課されている例をドイツに見た。

これらの国々では、国内における無視できない固有の政治的な要因があり、それらによって安保理決議とは別に、その国独自の制裁などの措置がとられている。これらの無視できない国内の政治的要因は、有権者の働きかけに応じて自身の当選を賭けた対策であったり、自国の主権に対する外国政府の非違行為についての非難であったりするなど幅広い範囲に及んでいる。これらの政治的要請に対しては、国際協調型の国連制裁では決して充たすことはできないのであり、各国の政権は存立の安定を確保する上からも独自措置をとることでこれらの政治的要請に応じることが不可欠となっているのである

## 第5章

北朝鮮に対するこれまでの日本の経済制裁の概要を見たが、日本の北朝鮮に対する経済制裁には安保理決議等に基づく国際協調型の制裁と日本独自の経済制裁がある。国際協調型の経済制裁である安保理決議に基づく制裁は、安保理で「国際の平和及び安全に対する明白な脅威」を認定し、国連憲章第7章に基づき加盟国に対し同憲章第41条の非軍事的措置を義務づける形をとってきた。実際、安保理は北朝鮮による累次の核実験、ミサイル発射実験を受け、加盟国に制裁実施を義務づける安保理決議を2006年から2017年までの間に10回採択してきた。日本はこれらの安保理決議に基づき北朝鮮に対し経済制裁を発動してきているが、基本的には現在に至るまで措置を拡大させてきた。

日本独自の経済制裁については、第1章で述べた独自性に関する考え方に基づき、外為法第10条及び特定船舶入港禁止法第3条に基づく制裁で、内閣官房長官発表で「我が国独自の対北朝鮮措置」としてアナウンスされた経済制裁を摘出することとしたが、これらをリスト・アップすると、日本は独自の経済制裁を2006年から2019年までの間で、期間延長も含め14回実施している。

これらの独自の経済制裁のうち、事例1として後に詳述するように、2006年10月11日発表に係る措置では、同月9日の北朝鮮の核実験を受けて、特定船舶入港禁止法に基づき、すべての北朝鮮籍船の入港を禁止する措置がとられ、外為法に基づき北朝鮮からの輸入の全面的な禁止といった厳しい措置がとられた。また、2009年6月16日発表に係る措置では、同月12日の安保理決議第1874号の採択後、日本独自の

経済制裁として対北朝鮮輸出の全面禁止(対北朝鮮全面禁輸)などの厳しい措置がさらに発動されており、日本独自の経済制裁は厳しい内容になっているのが、特徴である。さらに、拉致問題との関係で言えば、2006年10月11日発表に係る制裁から、独自の経済制裁にはその発動要件に拉致問題が明記されるようになった。

独自の経済制裁発動の契機としての日米関係を見ると、ブッシュ政権期の米国は、当初は、日本独自の経済制裁発動に対しては、北朝鮮との核問題協議の枠組みを壊しかねないことなどを理由として否定的な印象が見られた。しかし、米国は2006年に北朝鮮がミサイル発射、そして核実験を強行すると、有志国による独自制裁を呼び掛けるようになる。日本は、日米関係の観点で見ると、国内向けのアナウンスは別として、この流れで独自の経済制裁を発動する。

ところが、2006年11月の米国中間選挙で共和党が大敗すると、米国の対北朝鮮政策は2国間の対話・柔軟路線へと方向転換する。その結果、拉致問題を抱え対北朝鮮強硬路線をとる日本側とは目標と路線の乖離が生じるようになる。

2009年に登場したオバマ政権は、対北朝鮮政策では日米韓の枠組みを掲げており、この方向性は日本の方向性と一致していた。むしろ米国は安保理決議の採択の方に力点を置いていた印象があり、独自制裁の実際の発動については安倍首相が主導し、日本政府から日米韓の連携での実施の呼び掛けがあれば、その都度応じていたといった受け身の姿勢も見受けられる。

これまで実施されてきた日本の経済制裁の北朝鮮に対する影響を見ると、日本の経済制裁には、先述のとおり、安保理決議に基づく国際協調型経済制裁と日本独自の経済制裁がある中で、制裁の北朝鮮に与える経済的な影響に関して、これらのうち日本独自の経済制裁のみの影響を分離して測定することは不可能である。加えて、北朝鮮経済の変化は景気自体の循環の影響や気象条件の変化、政権の経済政策運営の巧拙、中国や韓国の影響など、日本の経済制裁の影響を上回る様々な主要な諸要因が存在することに十分留意する必要がある。

そうした点も十分に踏まえつつ、日本・北朝鮮間の貿易額の推移を見ると、日本から北朝鮮への輸出については、既に2000年以降、急激な下降傾向を示し、さらに2006年以降には一層急激に減少し、2009年6月に日本独自の経済制裁として対北朝鮮全面禁輸を打ち出した時には事実上輸出はほぼゼロに等しい状態であった。これに対し北朝鮮から日本への輸入についても、既に2002年をピークに急激に減少し始め、2006年10月に北朝鮮からの全面輸入禁止措置をとった翌年の2007年からはゼロになっている。輸入、輸出の両者に共通して言えることは、経済制裁を発動する前から既に日本と北朝鮮の間の輸出入額は急激なペースで大きく減少していたということである。

また、北朝鮮の貿易総額全体に占める日本の割合は、2001年に17.8%であったものが、2006年には2.8%に激減し、その後日本への貿易依存度はゼロになったのに対

し、北朝鮮の中国への依存度は極度に高まり、2001年に27.6%であった割合が、2011年には70.1%に急上昇し、そして2019年には95%を超えるまでになっている。つまり北朝鮮は2000年代初めのこの時期に、日本への貿易依存度がほぼなくなったのに対し、中国への貿易依存度が9割を超える状態になったのである。

## 第6章

第6章では日本・北朝鮮間の関係ないし日本の対北朝鮮政策を概観した。日本独自の経済制裁との関係でこれらを捉えると、日本独自の経済制裁は「拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決のために」独自の措置を講ずるという理由で発動されているので、「拉致、核、ミサイル」といった課題の存在を指摘することができる。また2002年9月の小泉総理訪朝時に日朝首脳会談が実現したが、そのとき発せられた「日朝平壤宣言」の内容を踏まえると、日朝間には国交正常化の問題も横たわっている。

まず、北朝鮮による拉致事件は2002年9月の第1次小泉訪朝時の日朝首脳会談で、北朝鮮の金正日国防委員長は、日本人拉致を初めて認めて謝罪し、日本政府認定の拉致被害者13人のうち4人は生存、8人は死亡、1名は北朝鮮入境が確認できないと伝えた。また日本側が調査依頼していなかった者の拉致も認め、その生存を確認し、関係者の処罰及び再発防止を約束し、家族との面会及び帰国への便宜を保証すると約束した。10月には拉致被害者5人の帰国が実現した。その後事態が進展しない中、2004年5月の第2次小泉訪朝時に、金正日国防委員長との間で再度首脳会談が行われ、その結果、拉致被害者の家族5人が帰国し、残る家族3人もその後帰国・来日した。2014年5月には北朝鮮による再調査を定めるストックホルム合意がなされるなどしたが、現在に至るまで日本政府認定の日本人拉致事案12件17人のうち12人は帰国できておらず、このほか、これらの者以外にも北朝鮮による拉致が疑われる者は依然大勢残されている。

次に、核開発・ミサイル開発など日本の安全保障に関わる問題については、1993年に北朝鮮がNPT脱退を表明し、IAEAとの保障措置協定の遵守拒否を宣言したときに遡る。この時は米国と北朝鮮は1994年に「合意された枠組み」を結び、北朝鮮が黒鉛減速実験炉の運転を凍結・解体し、NPT締約国にとどまり、IAEAの保障措置協定を完全に履行することを条件に、米国が軽水炉2基を提供すること及び1基目の軽水炉が完成するまでの間、年間50万トンの重油を供給することを約束し、危機を乗り越えた。

しかし2002年10月に北朝鮮のウラン濃縮計画の存在が発覚し、以後事態は悪化した。2005年9月には6者会合としてはじめてとなる「6者会合共同声明」が発表され、北朝鮮が「すべての核兵器及び既存の核計画」の検証可能な廃棄を約束するなど大きく前進した。ところが北朝鮮はその後、米国がバンコ・デルタ・アジアに対し

てとった資金洗浄対策措置を理由に態度を硬化させる。

2006年7月には北朝鮮による弾道ミサイル発射がなされ、10月には核実験が実施され、日本は独自の経済制裁や安保理決議の実行を通じ北朝鮮に圧力をかける。2007年2月からの第5回6者会合第3セッションでは「共同声明実施のための初期段階の措置」が採択され、さらにこの採択文書では「次の段階の措置」として、北朝鮮によるすべての核計画の完全な申告の提出及びすべての既存核施設の無能力化等を定めた。

しかし北朝鮮は、安保理が2009年の北朝鮮のミサイル発射を受け議長声明を発出したことに反発し、6者会合拒否を宣言し、その結果この6者会合の枠組みは崩壊する。北朝鮮は、その後も大胆に核兵器及びミサイル開発を加速させ、国際社会は北朝鮮による核実験や弾道ミサイル発射などの挑発とこれに対する経済制裁という悪循環に陥る。

次に、日朝国交正常化についてであるが、日朝首脳は2002年9月の日朝平壤宣言で、双方は「国交正常化を早期に実現させるため、あらゆる努力を傾注することとし、そのために2002年10月中に日朝国交正常化交渉を再開することとした」と宣言した。また、双方は、「国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意をもって取り組む強い決意」を表明している。

これに対し、日朝国交正常化に対する現在の日本政府の基本的な認識は、拉致問題の解決と北朝鮮との国交正常化との関係で言えば、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないという認識であり、その方針としては、2002年9月の日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して日朝国交正常化を図ることを基本としている。

最後に、拉致問題と、核、ミサイルという日本の安全保障に関わる問題との関係については、日本独自の経済制裁制度創設時の2004年当時は、両者の間に「軽重はない」「核問題も拉致問題もそれぞれ重要な問題である」関係にあったが、拉致問題の比重が増嵩し、拉致問題は安倍内閣成立によって日本にとっての最重要課題であると位置づけられるまでになった。

## 第7章

事例1は2006年9月、初めて政権の座に就いた安倍総理が日本独自の経済制裁を用いて、北朝鮮に対する強い姿勢を国内にアピールしたわけであるが、これを要求する衆参両院の決議や、それまで制度導入に取り組み、経済制裁を促してきた議員の要請に応え、また拉致被害者家族の強い期待にも応じて、新政権が制裁発動に舵を切った姿を示したことで、制裁に消極的な姿勢をとってきた小泉前総理の政策が大きく転換した姿を国民にアピールした。

このとき日本政府は独自制裁の発表を国連安保理決議の採択に先行させたのであつ

たが、これを時系列で見ると、日本政府は、一方で日本独自の制裁を国連安保決議に先行させた印象を国内に、特に拉致被害者家族に対してアピールしながらも、もう一方では、実際は日米両政府が協調してその採択に向け取り組んできた安保理決議とはほぼ同時に発動する対応をとっており、ここに日米両政府の協調関係を維持しようとする日本政府の腐心を見て取ることができるのである。

政権の示した姿勢は、初の核実験に成功した北朝鮮に対する非難の姿勢であり、また遅々として進まない拉致問題を自身の政権で解決しようとする強い決意である。強くアピールしようとする姿勢は、経済制裁のメニューがすべての北朝鮮籍船の入港禁止や北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止を含み、広範囲に及んでいることに表れている。

日本独自の経済制裁の存在意義との関係で言えば、それは安保理決議に基づく制裁とは異なり、発動の理由に拉致問題を書き込むことができ、しかも早期に、かつ拉致問題対策本部の開催と連動し、内容としても広範にわたる制裁メニューで発動できた点にその存在意義を認めることができる。

制裁発動の要因ないし原動力については、国会の決議や議員の要請に押され、また拉致被害者家族の声に呼応した面も強いが、むしろ新たな政権として前政権との対立軸を強く前面に出しながら、自ら率先して北朝鮮に対して強い姿勢をとろうとした結果でもあった。そこには迅速に拉致問題対策本部を設置したことなどと相俟って、新たな政権の姿勢を国内に向けて強くアピールしようとする政治的な意図が表れている。

その政治的な効果については、日本独自の経済制裁発動によるアピールに対し、拉致問題特別委員会の審議時間の変化や審議内容が示すように国会側は受容し、また拉致被害者家族会も高く評価した。しかし逆に以後、内閣支持率は低下傾向を示している。日本独自の経済制裁発動と内閣支持率の関係については、両者の間に数字上は相関関係を認めることはできない。一方、日本独自の経済制裁と国民意識の関係に関して言えば、世論調査の結果が示すように、安倍内閣の制裁発動それ自体は国民に広く支持されていた。このことが示すように、経済制裁発動の評価が内閣支持率の急激な低下を下支えした可能性はある。

## 第8章

事例2は、日本政府が2014年5月のストックホルム合意を遵守し、北朝鮮に対する経済制裁の一部を解除したにもかかわらず、依然北朝鮮による拉致被害者調査が進展せず、制裁復活を求める声が強まっていた中で、むしろ2016年1月の北朝鮮の核実験及び2月のミサイル発射を一つの契機として、迅速な危機管理対応としての側面を国内に強調して発動されたものである。

これは日本独自の経済制裁を発動することにより、北朝鮮が拉致被害者調査を打ち

切る恐れのある状況下での発動であり、対応の性格としては核、ミサイル開発を推し進める北朝鮮に対する安全保障上の対応が、拉致問題に優先して対処されたものである。事例2における政府の判断の特異な点はこのように、安全保障上の対応を日本の最重要課題である拉致問題に優先させた点である。この時期には、既に北朝鮮に対する経済制裁に経済的な効果を発揮させるには中国の関与が不可欠な状態になっていたが、日本政府としては、中国を安保理決議に取り込むための調整に時間がかかっていたため、日本独自の制裁を前倒して、国民に危機に対し迅速に対処する姿勢をアピールした。このときの日本独自の経済制裁は、安保理決議に基づく経済制裁を待つことなく、スピーディな対応を可能とする点にその政治的な存在意義を認めることができる。ただし、この時期、既に日米関係が盤石な関係にあったことを勘案すると、当初は事例3における対応のように、安保理決議の後、それに接着したタイミングで日米韓3か国連携の下に独自制裁を発動する可能性もあったのであるが、核実験から間隔を置かずになされたミサイル発射を受け、アベノミクスが不人気になりつつあった日本政府は、日米の信頼関係を軸に日米韓の枠組みも十分意識し配慮しながら、安倍総理のリーダーシップで独自制裁の早期発動に舵を切って国民に向けて危機管理対応の姿勢をアピールしたのである。

政権の示した姿勢は、短期間に核実験及びミサイル発射を繰り返す北朝鮮に対する非難の姿勢であり、迅速に対処する政権の危機管理の姿勢である。2012年12月に再登場した第2次安倍内閣は自らを「危機突破内閣」と命名したが、迅速に危機管理に当たる内閣の姿をアピールした。また、ストックホルム合意で約束したにもかかわらず、解決に向け調査を進めない北朝鮮に対する憤りの姿勢も、この機に示すことが可能となった。そこには依然、ナショナリズムが背景にある。経済制裁のメニューについては既に広範囲にわたる措置をとっており、新たな制裁メニューを案出するのが困難な中、再入国禁止対象者の拡大や送金規制など、自民党拉致対策本部の提言を反映する内容としていた。安保理決議を待たずに行う日本独自の経済制裁で、内容よりむしろ北朝鮮の脅威に対しスピード感をもって「毅然かつ断固たる措置」をとる形をつくり、迅速に危機管理に当たるイメージを国民にアピールしたのである。

制裁の発動ないし原動力は、国会決議や拉致被害者家族の要請に圧されたというより、政権側が進んで危機に対処する姿勢をとろうとした結果であった。

政治的な効果については、日本独自の経済制裁発動により、北朝鮮の脅威に対し速やかな危機管理対応を国民に対してアピールした。国会決議を待って制裁発表を行うなどの配慮により、国会側は政府の対応を受容し、拉致問題特別委員会でも理解を得たと言える。そこには、政府、自民党、そして衆参両院で与党が多数を占める国会の3者の間に協調体制の存在を見て取ることができる。このときの制裁は、日本の危機管理や安全保障が前面に出た感があったが、拉致被害者家族会には事前了解を得るなどにより配慮がなされた。拉致問題が進展しない中で、拉致被害者家族との間には距

離感も出始め、批判的な意見もあったが、こうした配慮などにより表面上は決定的な対立状態には陥っていない。一方、2月下旬の内閣支持率は高くなることもなく、数字上は独自制裁と内閣支持率の間に相関関係の存在は認められない。ただし、経済制裁の有するシンボリックな機能を考慮すると、危機に当たって迅速に対処した形の日本独自の経済制裁が、「毅然かつ断固たる」政権という好イメージづくりに寄与した可能性は十分あり、少なくともマイナスに作用することにはなっていない。

さらに、政治的効果について言えば、毅然かつ断固たる政権の姿勢は再調査を進めない北朝鮮の不誠実な姿勢に対する国民のナショナリスティックな不満の感情に的確に対処するものになったと考えられる。

## 第9章

まず事例3の2016年12月2日発表の独自制裁についてであるが、日本政府は同年9月の北朝鮮の核実験を受け、11月の対北朝鮮制裁を定める安保理決議採択後、12月に日米韓連携の下、独自の経済制裁の発動を同時発表した。これは前2事例と比較して制裁発動に時間がかかり、しかも安保理決議後に発動された点に特徴がある。小泉前政権との違いを打ち出した事例1、迅速な危機管理としての事例2とは際立った違いである。

北朝鮮に対する経済制裁の遅れは、中国の協力が制裁の実効性確保に不可欠な状況下で、その調整に時間をとった結果であったが、それを可能にしたのは盤石な内閣の高支持率であった。逆に言えば、安定した高支持率であったが故に安倍政権としては、迅速な独自制裁の発動を必要としなかったのであり、加えて言えば、それを促すほどの強いナショナリスティックな政治的要求も政権は感知しなかったのであろう。

政権の示した姿勢は、北朝鮮に対し「毅然かつ断固とした」対応であり、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決を図るため、安保理決議に加え、米国及び韓国とも国際的に協調して対処する姿である。制裁メニューについては既に広範にわたる措置をとっており、制裁メニューに新しさを求めるのが困難な中で、内容よりも、安保理決議や米韓との連携といった国際連携の枠組みをつくり、国民に政治的にアピールした。日本独自の経済制裁は制裁メニュー自体に新規性はなく、日米韓の3か国連携をアピール・ポイントにせざるを得なかったのである。また日本政府の積極的な働きかけで、安保理決議に拉致問題が制裁理由として初めて明記された形にして拉致被害者家族を始め国内向けにアピールした。

制裁発動の要因ないし原動力に関しては、自民党の反応は速かったが、こうした動きに押されたというより、これと連動して政権が安保理決議の採択に向け働きかけ、その流れの中で、日本の独自制裁を能動的に活用して、北東アジアにおいても日米韓連携という地域に特化した枠組みをつくらうとした結果であった。これは前2事例と比較すると、制裁発動の契機が国内で現実には生じた政治的要請とは直接的な関係に

ないという点でやや性格を異にする面があるが、こうした対応を可能にしたのも盤石な政権基盤であった。

つまり、前2事例においては北朝鮮による拉致事件それ自体あるいは再調査に関する北朝鮮の不誠実な姿勢に対する憤りというナショナリスティックな国民感情が存在し、この国民感情に現実的に応えなければならないという国内政治向けの要請が厳然と存在していたが、事例3では政権基盤が盤石であったということに加え、政権としては速やかに応じなければならない程のこうした国内向けの強い政治的要請の存在を感じていなかったということなのである。

政治的な効果については、2016年12月2日発表の独自制裁単独の効果というよりも、その直前に出された安保理決議を含めた一連の日本政府の取組みとしての国内における政治的効果を見るべきである。安保理を舞台とした米中協調の流れの中で、日本政府は独自の経済制裁を、それとは別の舞台である北東アジアにおける日米韓の共同歩調のツールとしてアピールした。これに対しては衆参両院の拉致問題特別委員会を含め国会は受け入れたと見てよいが、拉致被害者家族会からは、制裁を課したらそれで良いというわけではなく、その効果検証や実質的協議を求める厳しい声が出ている。拉致被害者の一部帰国から既に14年が経過し、この間、制裁を継続しているにもかかわらず問題が未解決の状況にあっては、制裁発動のみのアピールで拉致被害者家族会の要請を充たすことは難しい。

日本独自の経済制裁と内閣支持率の間には、数字の上では具体的な相関関係は認められない。しかし、経済制裁の有するシンボリックな機能を考慮すると、日本独自の経済制裁が「毅然かつ断固たる措置」をとる政権のイメージづくりに寄与し、内閣支持率を下支えした面は否定できない。

このときの日本独自の経済制裁の存在意義については、安保理決議という国連の一般的なレベルでの枠組みとは別のレベルで、日本、米国、韓国の3国が北東アジアに特化した地域的な国際連携の枠組みを設定し、独自制裁を揃って発表することで、北朝鮮に対して「毅然かつ断固とした」姿勢を積極的に示した点にその政治的な意義を見出すことができる。

またそれは同時に、日米同盟を基軸とした日米韓の枠組みという地域に特化した国際連携づくりの姿勢を国民にアピールするものでもあった。この点で、前2事例の日本の独自制裁が国内で生じた具体的な政治的要請に直接的に応じる関係にあったこととは性格を異にしている。

次に3つの事例分析の整理についてであるが、政治的にアピールする際に示した「政権の示した姿勢」、「制裁発動の要因ないしその原動力」、「政治的な効果」の3つ視点を設定して整理した。

「政権の示した姿勢」については、事例1は初の核実験に成功した北朝鮮への非難の姿勢であり、また、拉致問題を自身の手で解決しようとする政権の強い決意である。

事例 2 は迅速に対応する危機管理の姿であり、短期間に核実験とミサイル発射を繰り返す北朝鮮に対する非難の姿でもある。事例 3 は北朝鮮の核実験に対し、国際連携の下に「毅然かつ断固とした」対応であり、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決を図るため、国際協調の下、安保理決議に基づく措置に加え、米韓と国際的に協調して対処する姿である。

次に「制裁発動の要因ないし原動力」については、事例 1 は、議員の要請や拉致被害者家族会の声を背景に、政権として自ら率先して北朝鮮に対して強い姿勢をとろうとした結果であった。前政権との違いを打ち出す面もあった。事例 2 は、国会決議や拉致被害者家族会の要請に押されたということではなく、政権が危機管理に迅速に当たる姿勢を能動的にとろうとした結果であった。事例 3 は、盤石な政権基盤を基礎として、政権が安保理決議の採択に向け、国際協調の取組みを行い、その流れの中で北東アジアにおいても日米韓連携の形成に向け独自制裁を能動的に活用した結果であった。同時に事例 3 には国内の政治課題からやや離れて国際協調型に回帰する発想も見ることができる。

政治的効果については、事例 1 は、日本独自の経済制裁発動に対し国会側は受容し、また拉致被害者家族会も大いに歓迎した。また、政権発足後、内閣支持率は急落していくが、世論調査によれば日本独自の制裁それ自体は国民の高評価を得ている。このとき独自制裁発動と内閣支持率の間に数字上は相関関係は認められない。事例 2 は日本独自の経済制裁発動により、北朝鮮の脅威に対する速やかな危機管理対応を国民にアピールしたが、国会決議を待って制裁を発表するなどのきめ細かな配慮により国会側は受容し、拉致被害者家族会からも一応の理解は得た。しかし内閣支持率は上昇せず、独自制裁と内閣支持率の相関関係は数字の上では認められない。この事例 1 及び事例 2 について加えて言えば、北朝鮮による拉致事件それ自体あるいは再調査に関する北朝鮮の不誠実な対応への憤りというナショナリスティックな国民感情に応じたという政治的な効果も見出すことができる。事例 3 は国際協調を目指す文脈で発せられており、独自制裁それ単独の政治的効果というよりも、安保理決議を含めた一連の日本政府の取組みについての国内における政治的効果を見るべきである。拉致問題特別委員会を含め国会はこの独自制裁を受容したと見てよい。一方、拉致被害者家族会からは、厳しめの声が出ている。このときの独自制裁についても内閣支持率を具体的に押し上げたという相関関係は数字上確認することができない。しかし日本の独自制裁は、それ自体は高評価を得ているのが実際のところであり、また、日本独自の経済制裁が「毅然かつ断固たる措置」として国会等でアナウンスされていることに鑑みると、日本独自の経済制裁が「毅然かつ断固たる」政権のイメージづくりに寄与し、内閣支持率を下支えした面は否定できない。

日本独自の経済制裁は各局面におけるその期待された機能を発揮し、国内にアピールすることでその政治的な効果を果たしてきた。このことにより、日本は自らの政策判断の結果ではあったが、主権国家であるにもかかわらず、自身の判断で制裁という対外的に強い意思表示さえ発動することのできない状態からの転換を果たした。と同時に、日本独自の経済制裁は、安倍政権が戦後 70 年首相談話や安全保障体制構築などの取組みと相俟って、「毅然かつ断固たる」姿勢を国民に示すことを通じて「戦後レジームからの脱却」を実現し、「この国を自信と誇りの持てる国」にしようとした過程にも寄与したのであった。すなわち、日本独自の経済制裁は、北朝鮮の拉致問題に対するナショナリスティックな憤りや長引くデフレで閉塞感を抱く国民の政治的要請に的確に応じ、日本が実質的な意味での主権を取り戻し、グローバル化し画一化する国際社会の中で、日本が毅然かつ断固たる姿で「戦後レジームからの脱却」を主張するという政治的なプロセスでその政治的な効果を発揮したのである。そしてこのプロセスはさらに、日米同盟という強力な関係を背景として、日米韓の 3 か国が、国連の枠組みとは別に、北東アジアに特化して連携する国際的な枠組みを構築するプロセスへと進み、その過程で政府は、日本独自の経済制裁を通じ、地域の安全保障に取り組む姿勢を国民にアピールしたのである。この北東アジアに特化した国際的な枠組みの形成は、従来の国際協調型の発想に近づく面もあったが、ナショナリスティックな要素や日本が先導する主体的な取組みとしての側面など、そこには依然、安保理決議では充足することのできない日本独自の経済制裁の存在意義を認め得る。

事例 1 から事例 3 までの過程全体を通してみると、日本は、主権の確認というナショナル・アイデンティティの実現、グローバル化の進展する中での戦後日本としての自己主張、そして国連という枠組みとは異なる形での日米同盟を基軸とした日米韓という 3 か国の協調枠組みの形成という一連の流れを辿ってきた。日本独自の経済制裁は、その過程において政権の毅然かつ断固たる姿勢づくりに能動的な役割を果たしてきたと言える。

#### IV 論文の総合評価

##### 1. 論文提出から審査までの経緯

学位の申請（論文提出）は令和 4 年 9 月 16 日に行われ、その後受理審査委員会が設立され、本審査を担当した荒木教授を委員長とし、川上教授に加え、国際協力学研究科の修了生で、大久保氏と同じように経済制裁を博士論文のテーマとした松本英子氏を受理審査委員会の委員に迎えて、審査が進められた。審査は令和 4 年 11 月 26 日に修正条件付きで可決となった。

受理審査委員会で修正が求められた点は、国家独自の経済制裁の法的及び政治的地位の確認、日本単独の制裁であったとしても日米関係における同盟協力の観点か

存在したことに関する事実関係の確認、そして制裁の効力の評価、であった。大久保氏は受理審査委員会で指摘された点を修正し、本審査へと進んだ。

論文審査については、令和4年12月の研究科委員会において佐藤丙午を審査委員長とし、荒木、川上両教授を委員とする編成が承認された。そして、令和5年年2月8日に拓殖大学D館503教室、において口頭審査を実施した（教職員と大学院生に公開）。

## 2. 審査所見

口頭審査では、大久保氏の主張する単独制裁の定義の妥当性、日米協調や日米韓の三カ国協力の経済制裁における評価、制裁の効果の評価の妥当性の三点を中心に審査が行われた。

経済制裁は、効力の面と、政治的正当性の面から、国連などの国際機関による決定を内部化するというプロセスが一般的に採用されてきた。つまり、単独制裁は、制裁対象の製品や技術を独占していない限り、相手国に経済的圧力を加えることが期待できないとされる。さらには国際協力の欠如した状態では、被制裁国は代替品の入手が可能であるため、圧力が減じられてしまうという特徴があった。このため、経済制裁研究では、単独制裁を象徴的なものとして捉え、政治的メッセージを発するための手段と認定されることが多かった。

大久保論文は、そのような単独の経済制裁には、象徴的な役割に加え、国内政治上の意義が存在し、むしろ国家はそれを重視する対応を取るのではないかと仮定し、それを日本の単独制裁の事例で実証したものである。日本の単独制裁は、外為法第10条による、閣議決定による経済制裁の実施が知られる。この条文は、北朝鮮の万景峰号による不正送金疑惑などから、与野党が協力して議員立法により成立させたものである。日本の単独制裁では、爾後外為法のこの条文が使用され、大久保氏が論文で取り上げたように3例実施されている。

大久保論文では、この3例をそれぞれ検証し、それぞれが北朝鮮に対する経済的圧力の効力ではなく、国内政治上の意義が重視されたことを叙述している。この問題では、受理審査委員会の段階で論点になり、同時に本審査委員会でも議論になった。議論の核心は、単独制裁が国内政治における政権の支持率高揚や、国内の保守勢力を満足させる政治的意味合いがあったと評価したとしても、それ以上に日米同盟協力に基づいた日米の連携が存在し他ののではないかという点であった。同時に、制裁実施における日米協調の存在を考えると、北朝鮮に対する経済制裁を単独制裁とすることが妥当かどうかという点であった。

大久保氏は、審査委員からの指摘を踏まえ、経済制裁実施における法的問題を整理し、北朝鮮に対する3例における経済制裁が、それまでの経済制裁とは異なる法的基盤で実施され、日本単独で意思を反映させることが可能になっている点

を強調した。つまり、たとえ制裁実施において他国との協調が一部でも存在したとしても、3例では日本の国内政治上の考慮が最優先された点が重要であり、それ以前の制裁では、国内政治向けの要素を入れることは困難であり、国際社会における協調行動の中で個別の国家の利害を反映させるという順序で制裁内容が規定されてきたことを強調した。

大久保氏のこの点は、効力が期待できない経済制裁は象徴的な意味を持つという、経済制裁研究の結論を一つ先に進め、国内政治上の効果という、制裁実施の主要な目的とは離れた政治的意味合いの持つ重要性を再確認したことに意義がある。実際には、この問題は経済制裁に対する期待が大きかった20世紀前半の第一次世界大戦後には指摘されていた点であるが、その後経済制裁の実施主体が国際機関もしくは同盟国や有志国の協調体制が中心となっていたため、深く研究されてこなかった点であった。もちろん、経済制裁では、国内政治上の効果が存在することは知られていた。しかしそれは、二次的な意味であると理解され、主要な目的であるかどうかの検証は、十分に実施されてこなかった。

本審査委員会でもこの点が強調され、大久保論文の重要な貢献は、経済制裁があらためて注目されているこの時期に、これまで十分に検証されてこなかった論点に焦点を当て、実際の例で検証した点にあると確認された。国内政治目的の経済制裁というのは、経済制裁が本来対外政策上の道具であることから考えると違和感のある表現ではあるが、それを第一義的な目的として実施される可能性は増加することが見込まれる。その意味で、大久保論文には政策的な意味も大きいと評価された。

ただし、本審査委員会では、日本が単独制裁を可能にし、実施する上で、ナショナリズムを利用したことの意味が問われた。米国の対北朝鮮制裁の一部には単独制裁の側面があるが、日本と違ってナショナリズムに訴えていない。日米のその差をどのように理解すべきか質問されている。大久保氏はこれに対し、日本の社会的特徴と、それまでの経済制裁に対する政策の深さの差と説明した。しかしこれは仮説の段階を出ておらず、今後の研究課題としたいと説明している。

### 3. 審査委員会結論

委員全員が一致して学位申請者に対し、「博士（安全保障）」の学位を授与するに値するものと認めた。

以上